

宅地建物取引業法③

宅地建物取引士

○×式確認問題

解答・解説

* 宅地建物取引士 *

- × 宅地建物取引士の登録を受けている者は、宅地建物取引士証の交付を受けていなくても、宅地建物取引業法第35条に規定する重要事項説明を行うことはできるが、書面に記名することはできない。宅地建物取引士証がなければ宅地建物取引士の事務は一切できない
- × 宅地建物取引士の登録を受けるには、宅地建物取引士資格試験に合格した者で、2年以上の実務経験を有するもの又は国土交通大臣がその実務経験を有するものと同年以上の能力を有すると認められたものであることを要しない。
登録をするには、実務経験2年以上、もしくは、国土交通大臣が実務経験を有する者と同年以上の能力を有すると認められたものであることが必要
- × 宅地建物取引業に係る営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者は、専任の宅地建物取引士となることはできないが、専任ではない宅地建物取引士となることはできる。有しない未成年者は、登録すらできなので、宅地建物取引士にはなれない
- × 宅地建物取引士の登録を受けているAが、住所又は本籍を変更した場合、~~30日以内~~に、登録している都道府県知事に変更の登録を申請しなければならない。
30日以内ではなく、「遅滞なく」である
- × 甲県知事の登録を受けている宅地建物取引士Aが従事している、甲県知事の免許を受けた宅地建物取引業者Bが、その本店を甲県内において移転した場合、Aは、甲県知事に対して、~~遅滞なく~~変更の登録を申請しなければならない。
勤務先の情報は、商号・名称・免許証番号が変わったときのみ変更の登録をする
- × 甲県知事の登録を受けている宅地建物取引士Aが、乙県知事から宅地建物取引士としてすべき事務の禁止処分を受けたときは、速やかに、宅地建物取引士証を、~~乙県知事を~~經由して甲県知事に提出しなければならない。
乙県知事を經由することなく、直接甲県知事に提出しなければならない。乙県知事は甲県知事に対し、Aに事務禁止処分をしたことを通知済み